

岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領

(目的)

第1 本実施要領は、岩手県農業農村整備事業関係の県営建設工事における週休2日を確保する工事を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

ア 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。

イ 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。

ウ 4週7休 土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であること。

エ 4週6休 土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であること。

(2) 週休2日工事

岩手県が発注する農業農村整備事業関係の工事のうち、週休2日に取り組む工事をいう。

(3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）作業を行うことは可とする。

(4) 作業日数

実工期から準備日数、後片付け日数、連休等（ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇）の日数を除いた日数をいう。

(5) 実工期

工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象は、岩手県が発注する土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）を適用する全ての工事とする。

(実施手続)

第4 発注者は、次のいずれかによる方式により発注することとし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

(1) 週休2日の取組の対象期間は、作業日数内とする。

(2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

(3) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

- (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
 - (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
 - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
 - (7) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- 3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A3判程度)

(発注者の責務)

- 第5 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。
- 2 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。
- (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
 - (2) 作業日報や週報、出勤簿等休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、工事成績評定において次の各号の定めにより評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価
 - (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価
 - (3) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において2点の減点評価
 - (4) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
- 2 発注者は、発注者指定型において現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の達成が確認できた場合、または、受注者希望型において現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書(別紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。

(工事費の積算)

- 第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式における補正については、第4

項で定める4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。

ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。

- 2 受注者希望型にあつては、精算変更時に第5に定める期日までに必要な書類の提出があつた場合には、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式における補正については、対象期間中の現場の閉所状況に応じて第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

3 補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.09	1.07	1.05

4 市場単価方式における補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
鉄筋工(太径鉄筋を含む)	1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)	1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.01
	撤去	1.05	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)	1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防護網)	1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.00
	撤去	1.05	1.01

法面工		1.02	1.01	1.00
吹付枠工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

(その他)

第9 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号)

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日付け農計第1号)

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和2年3月24日付け農計第753号)

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書が発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。

附 則 (令和2年6月25日付け農計第279号)

この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年9月29日付け農計第432号)

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年11月12日付け農計第513号)

この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和4年8月31日付け農計第361号)

この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和5年3月6日付け農計第769号)

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。

附 則 (令和5年6月6日付け農計第204号)

この要領は、令和5年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。